

○ 定期調査(検査)と報告の対象と報告時期

長野県建設部 建築住宅課

対象建築物

対象規模は国が定めるもののほか、長野県や長野市、松本市、上田市独自指定のものがあります。

別表 第1	用等	規模（いずれかに該当する建築物） （凡例）A：対象用途の床面積、F：階	報告時期			
			周期	R6	R7	R8
(一)	劇場、映画場又は演芸場、 観覧場(屋外観覧場は除く)、 公会堂又は集会場	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 客席床面積 ≥200㎡ (客席床面積≤300㎡のうち、対象用途が1Fのみの場合を除く) ・ 主階が1階にない (劇場、映画館又は演芸場に限り) ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○	
(二)	病院、有床診療所 又は養老院等 児童福祉施設等※	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≥300㎡ ・ A>500㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○	
(二)	ホテル又は旅館	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≥300㎡ ・ A>500㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年	○		○
(二)	共同住宅※、 寄宿舍※又は下宿※	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≥300㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○	
(三)	学校	・ 3F以上の A>100㎡ ・ A>2,000㎡	3年			○
(三)	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツの練習場	・ 3F以上の A>100㎡ ・ A≥2,000㎡	3年			○
(三)	博物館、美術館又は図書館	・ 3F以上の A>100㎡ ・ A≥2,000㎡ (その用途が1Fのみの場合を除く)	3年			○
(四)	百貨店、マーケット、 展示場又は 物品販売業を営む店舗	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≥500㎡ ・ A>1,500㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年	○		○
(四)	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、 料理店又は飲食店	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの A≥500㎡ ・ A≥500㎡ (カフェー、待合はA≥3,000㎡) ・ 地下Fの A>100㎡	2年	○		○
-	事務所	・ 5F建以上かつ3F以上の A>1,000㎡	3年			○

※高齢者、障がい者等の就寝の用途に限ります。(A>500㎡の児童福祉施設等にはこの限定がありません。)

(注意) 新築又は改築により、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は不要となります。

対象建築設備、対象防火設備（対象建築物に設置されたもの） 報告周期「毎年」

対象建築設備	対象となる機器（対象建築物に設置されたもの）
換気設備	床面積の 1/20 の開放できる窓がない居室に設置された中央管理方式の換気設備又は空調設備（県・市指定） （注）居室毎に単独で設置されたものは建築設備としての報告対象外
排煙設備	排煙機を設けた機械式の排煙設備（県・市指定）
非常用照明設備	電源別置型（発電機型等）の非常用照明（県・市指定） （注）電源内蔵型は報告対象外

（注意）新築又は改築により、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は不要となります。

対象防火設備（対象建築物に設置されたもの）
随時閉鎖式の（煙感知器等と連動して閉鎖する）防火扉、防火シャッター等の防火設備 （注1）防火ダンパー、外部開口の防火設備、常時閉鎖式の防火設備は防火設備としての報告対象外

（注意）新築又は改築により、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は不要となります。

対象昇降機、準用工作物 報告周期「毎年」

対象昇降機
エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 （注）ホームエレベータ、テーブル式（出し入れ口が床上 50 cm 以上）の小荷物専用昇降機は報告対象外
準用工作物
観光用昇降機、遊戯施設

（注意）新設又は更新により、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は不要となります。

根拠条文

定期調査（検査）と報告の対象
・ 建築基準法第 12 条第 1 項（建築物の定期調査と報告）、第 3 項（建築設備等の定期検査と報告） ・ 建築基準法施行令第 14 条の 2（その他政令で定める特定建築物） ・ 建築基準法施行令第 16 条（定期報告等を要する建築物等） ・ 平成 28 年国土交通省告示第 240 号 （定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずる恐れのない建築物等を定める件） ・ 建築基準法施行細則（長野県規則）第 4 条（定期報告に係る建築物の指定）
報告時期
・ 建築基準法第 12 条第 1 項（建築物の定期調査と報告）、第 3 項（建築設備等の定期検査と報告） ・ 建築基準法施行規則第 5 条（建築物の定期報告）、同第 6 条（建築設備等の定期報告） ・ 建築基準法施行細則（長野県規則）同第 6 条（定期報告の時期）